

## 函館市青少年補導センター運営要綱

### (目 的)

第1条 少年補導の関係機関および団体が互いに連絡協調し、合同活動として有効適切な少年の非行防止活動を推進することを目的とする。

### (設 置)

第2条 市は、前条の目的を達成するために函館市青少年補導センター（以下「センター」という。）を函館市五稜郭町23番1号（総合保健センター1階）に置く。

### (業 務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- ・ 関係機関および団体との連絡調整
- ・ 早期発見、早期補導活動
- ・ 情報、資料の整備
- ・ その他少年の非行防止に必要な業務

### (運営協議会)

第4条 センターの円滑な運営および業務の効率化を図るため、業務推進の計画立案に関する協議機関として運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、関係機関および市の職員、関係団体の代表者をもって組織する。

### (少年補導委員)

第5条 センターの補導活動を行うため、少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、小学校、中学校および高等学校長の推薦により、函館市長が委嘱する。

3 少年補導委員の業務は、別に定める要領によるものとする。

### (職 員)

第6条 センターの所長および職員は、市の職員をもってあてセンターの庶務を行う。

### (委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営協議会が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。